調布市移動支援事業のしおり

ーガイドヘルパーを利用するために一

令和4年5月版



「移動支援事業」とは、障害があるためにひとりでは外出が難しいという方を サポートする調布市の地域生活支援事業です。 (ルビのふってあるものをご希望される方はお申し出下さい。)

【目次】

| | | ペー ジ |
|--------------------|---|---------|
| 1. は | じめに | -3 |
| 2. 移 | 動支援を利用できる方 | |
| 3. 利 | 用できる目的 | -4 |
| 4. 利 | 用できない目的 | -5 |
| 5. 移 | 動中の身体介護 | -6 |
| 6. 利 | 用時間の決め方 | |
| 7. ガ | イドヘルパー派遣までのながれ | |
| 8. 利 | 用料について | -7 |
| 9. 利 | 用の変更 | -8 |
| 10. | Q & A | |
| 11. | 移動支援登録事業者一覧(別紙) | |
| | | |
| 【相訓 | 谈·申請代行先】 | |
| • | 障害者地域活動支援センター「ドルチェ」 | |
| | (主に身体障害・高次脳機能障害のある方) | |
| | 小島町2-47-1 ☎ 042-490-6675 FAX042-444-6 | 606 |
| | 障害者地域生活・就労支援センター「ちょうふだぞう」 | |
| | (主に知的障害のある方) | |
| | 国領町3-19-1 ☎ 042-487-4552 FAX042-487-7 | 7899 |
| | 地域生活支援センター「希望ヶ丘」(主に精神障害のある方) | |
| | 東つつじヶ丘2-27-1 ☎ 03-5314-7083 FAX03-5314- | |
| 7085 | 5 | |
| | 調布市こころの健康支援センター(主に精神障害・発達障害のある | 方) |
| | 布田 5 - 4 6 - 1 ☎ 042 - 490 - 8166 FAX 042 - 490 - 8 | 167 |
| ſ k ⊟ ≣ | 火。中詩失 】 | |

【相談・甲請先】

■調布市福祉健康部障害福祉課

小島町2-35-1 **2**042-481-7094 FAX042-481-4288

1. はじめに

「移動支援事業」は、障害のある方の中でも、ひとりで外出できない方にガイドヘルパーを派遣する事業です。利用者に同行し、道案内や移動の手助け、トイレでの介助、交通機関利用の手助けなどの外出の支援をします。

その費用は、原則9割を調布市が負担し、1割を本人にご負担いただくものです(詳しくは7・8ページをご参照ください)。ご利用できる時間数は、原則として月単位で必要な時間数となっています。

移動支援事業の利用を希望する場合は、市役所障害福祉課へ相談申請いただき、「地域生活支援事業受給者証」の交付を受けてください。その後、調布市の登録事業者と契約し、ヘルパーの派遣を受けてください。登録事業者一覧は、別紙をご参照ください。

利用者の状態や希望内容によって,契約の可否や条件が変わってきますので, 契約について詳しいことは各事業者に直接ご相談ください。

なお、調布市に登録していない事業者を利用する場合は、この事業での利用は できません。個人契約になり、全額を自己負担することとなりますのでご注意く ださい。

2. 移動支援を利用できる方

調布市に住民登録があり、調布市から障害福祉サービスが決定されているか、もしくは決定できる方、かつ、小学校1年生以上で、次の(1)ア〜キのいずれかに該当し、単独での外出が困難で移動に支援を必要とする方。または(2)(3)のいずれかに該当し、単独での外出が困難で移動に支援を必要とする方。なお、(1)のアを除き、入院している方は利用できません。

- (1) 次のア~キのいずれかに該当する方
 - ア 視覚障害のある方。
 - イ 身体障害のある方のうち肢体不自由(身障法施行規則別表第5号)に係る 障害の程度が次の表のいずれかに該当する方。<u>ただし、重度訪問介護、</u>

重度障害者等包括支援を受けていないこと。

| | 等級(程度) | | |
|-------------|-------------------------------------|---------------------|-------|
| 肢 | 両上肢と両下肢機能と も | | 1級か2級 |
| 体 | 体 幹 機 能 | | 1級か2級 |
| 不 自 由 | 乳幼児期以前 の非進行性脳 病変による運 動機能障害 | 両上肢 と 機能 も | 1級か2級 |

- ウ 聴覚障害のある方(3の(3)を利用する方に限る)。
- エ 知的障害のある方、または知的障害の診断を受けた児童。医師の診断があれば愛の手帳(療育手帳)がなくても申請できます。
- オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方,精神障害を支給事由と する公的年金を受けている方,自立支援医療受給者証(精神通院医療)の 交付を受けている方。
- カ 高次脳機能障害の診断を受けた方で、医師の意見書等に失認、健忘、見 当識障害等の状況があり、移動に支援が必要であるとの記述がある方。
- キ 発達障害の診断を受けた方で、医師の意見書等に移動に支援が必要であるとの記述がある方。
- ク 難病等(対象疾患による)の診断を受けた方で,単独での外出が困難で移動に支援が必要な方。
- (2) 調布市から共同生活援助の障害福祉サービス受給者証を交付されている方。
- (3) 調布市から施設入所支援の障害福祉サービス受給者証を交付されている方。

3. 利用できる目的

移動支援サービスは,次の目的で利用することができます。

- (1) 公的機関、金融機関など社会生活上必要な施設を利用するため。
- 例)官公署や銀行などの金融機関への外出,臨時の通院,冠婚葬祭,本人の買い物への同行など
- (2) 余暇活動及び社会参加促進のため
- 例)カルチャーセンター、映画館、遊園地、水族館、博物館、観劇、スポーツ 観戦など
- ※ 上記3の(1)(2)とも障害者総合支援法に規定する居宅介護(通院等介助), 同行援護,行動援護または介護保険法に基づく移動支援と同種のサービスを 利用できる場合は,障害者総合支援法や介護保険法によるサービスが優先と なります。

(3) 通学のため

単独で通学すること及び保護者等が就労、障害、病気等から通学に付き添 うことが困難である場合において、以下に掲げるいずれかに該当する場合に 限ります。

ア 市内市立小学校の特別支援学級に在籍する小学1・2年生

※ただし、教育委員会が定める「調布市立学校通学区域等に関する規則」により、指定される学校が普通学級に就学する場合と特別支援学級に就学する場合で異なる場合に限る。

イ 東京都が設置する特別支援学校のうち、<u>視覚障害者又は聴覚障害者</u>に教育を行うものの小学部又は中学部に在籍している方

4. 利用できない目的

移動支援サービスは、次の目的ではご利用いただくことができません。判断しかねる場合は、相談窓口(2ページに掲載)へご相談ください。

- (1) 就労のための通勤、営業活動等の経済活動、恒常的な利用となる通学(上記3の(3)を除く)、通所、通園等の外出やプール、スポーツ、遊戯などの相手をするための利用はできません。
- (2) 障害福祉サービスで居宅介護の「通院等介助」が決定されている方,もしくは決定できる方は、通院の他、公的手続きや相談のために官公署や相談支援事業所など(ドルチェ・ちょうふだぞう・希望ヶ丘など)へ行くための外出については「通院等介助」を利用できますので、「通院等介助」が優先となります。
 - (3) 介護保険制度で移動支援と同様のサービス(例:訪問介護の通院等外出介助)を受けることができる方は、介護保険制度によるサービスが優先となります。
 - (4) 障害福祉サービスの「重度訪問介護」を受けている方は、重度訪問介護で移動の支援が受けられるため、移動支援事業はご利用できません。
 - (5) 移動支援事業所が自ら企画するイベントへ参加するための外出は営利目 的との違いが分かりにくいので利用できません。<u>地域活動支援センターが主</u>

<u>催する行事や障害者余暇活動支援事業(ほりでーぷらん)で行われるイベン</u>トに参加する場合は利用可能です。

5. 移動中の身体介護

身体を支える、車椅子を押す、食事介助、トイレ介助、危険抑止などの身体介護が必要な方は、「身体介護あり」のサービスを決定することによって移動中に介護を受けることが可能です(別途市役所障害福祉課にご相談ください)。

単に誘導や迷子にならないために手をつなぐ必要がある場合は,身体介護には なりません。

6. 利用時間の決め方

利用できる時間(支給量)は、具体的な利用目的や回数、それにかかる時間を計算し、ご利用する方などと相談しながら、原則として上限支給量の範囲内で必要な時間数を決めています。申請する場合は、あらかじめ具体的な利用目的をお話しの上、ご相談ください。

【上限支給量(1ヶ月あたり)】

| 小1~小3 | 小4~小6 | 中1~高3 | 成人 | 成人(視覚障害のある方) |
|-------|-------|-------|------|--------------|
| 10時間 | 15時間 | 20時間 | 25時間 | 50時間 |

※ここでの成人とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日を過ぎた方です。

7. ガイドヘルパー派遣までのながれ

① 相談・申請

障害福祉課(その他,2ページに掲載されている事業所でも相談・申請代行を受けています)に、どんな場合に利用できるのか、利用する理由、内容、希望の利用時間数などについて相談を行い、その結果、申請する場合は「移動支援費支給申請書」にご記入いただきます。

② 支給決定

申請を受けて、移動支援の支給が適当であるか、利用時間数が適当であるかを 審査し、世帯の市民税課税状況から負担額を確認し、支給決定を行います。決定 された場合は、「地域生活支援事業受給者証」を郵送します。

③ 業者選定・契約

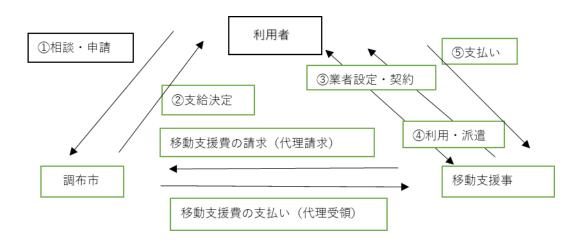
「地域生活支援事業受給者証」を受け取ったら別紙の事業者一覧により事業者が提供できるサービス内容,時間,実費負担の範囲などの詳細を確認(事業者によっては希望に添えない場合もあります)し、より希望に合った事業者を選定してください。事業者を決めましたら移動支援の内容について書面で契約を結びます。この契約書の内容は重要ですので充分に確認してください。

④ 利用・派遣

契約内容に基づいてガイドヘルパーが派遣されます。

⑤ 支払い

事業者からの請求に基づき月毎に自己負担額(受給者証の負担割合分)を支払っていただきます。ただし、認められた支給量(時間数)内であれば受給者証に記載されている上限月額を超える支払いはありません。



※ 申請の更新

調布市では市民税課税状況による負担額の確認を年1回,支給期間の更新を3年に1回行なっています。負担額の更新の際,手続きは不要ですが,支給期間の更新時には手続書類を郵送しますので,手続書類に必要事項をご記入の上,ご返送ください。

8. 利用料について

利用にともなう1回あたりの料金は下表のとおりです。決定支給量(時間数) 内のご利用であれば、原則下表の1割をご負担していただきます。ただし、一月 の合計額が上限月額(次項「自己負担の軽減制度」に掲載)を超えることはあり ません。決定支給量を超えるご利用やガイドヘルパーの交通費,入場料などの実費については、ご利用者の負担となりますが、詳細は、事業者にご確認ください。 待ち合わせ場所までの交通費など事業者によって取り扱いが異なります。

| 1回の移動支援時間 | 身体介護なし | 身体介護あり |
|-----------|--------|--------|
| 30分まで | 1,500円 | 2,100円 |
| 1 時間まで | 2,400円 | 3,800円 |
| 1 時間30分まで | 3,400円 | 5,400円 |

[※]以降30分を超えるごとに加算があります。

- 例)課税世帯に属する方が1回3時間半利用した場合(身体介護なし)1時間30分と30分4回に分けて足します。
 - 3,400円 + 1,000円×4回 = 7,400円 ⇒自己負担1割=740円

【自己負担の軽減制度】

世帯の課税状況(利用者が18歳以上であれば利用者とその配偶者の市民税課税状況,18歳未満であれば利用者の属する世帯全員の市民税課税状況)に基づき,下表のとおり負担割合の軽減と負担上限月額の設定をします。

この負担割合と負担上限月額は、毎年7月末に当該年度の課税状況に基づき再設定を行います。それ以外の期間中の変更は原則ありませんが、期間中に18歳になる方は、誕生月の翌月から利用者とその配偶者の世帯の市民税課税状況で判定し直した受給者証をお送りいたします。

| 世帯の課税状況 | 負担割合 | 上限月額 |
|---------------|------|---------|
| 生活保護世帯等・非課税世帯 | 0% | O円 |
| 均等割のみ課税世帯 | 3% | 37,200円 |
| 所得割課税世帯 | 10% | 37,200円 |

9.利用の変更

利用状況が変わり、必要な利用時間数に変更がある場合(増減とも)は、変更手続きを行ないます。利用状況、身体状況などを確認したうえで審査を行い、認

定されれば変更を決定します。内容を変更したときは、新たな「地域生活支援事業受給者証」を郵送します。

10.Q&A

【利用の条件など】

- Q1 移動支援で利用できる目的の範囲を具体的に教えてください。
- A 移動に伴って利用できる具体的な範囲は次のとおりです。
 - ① 移動(手をつなぐ、車椅子を押す、他害や危険抑止など)に関する支援
 - ② 移動中の排泄,食事,着替えなどの支援
 - ③ 外出先での金銭授受(切符購入,お店での支払い代行など)に関する支援
 - ④ 外出先での代読,代筆,券売機など機械の操作に関する支援
 - ⑤ 通所や通学でも,一人親家庭における保護者の出産,病気等で必要な一時的な支援(別途市役所障害福祉課へご相談ください)
- Q2 移動支援で利用できない目的を詳しく教えてください。
- A 利用できない理由は次のとおりです。
 - ① 就労のための通勤、営業活動等の経済活動のための支援
 - ② 通学(3の(3)を除く), 学童クラブへの送迎
 - ③ 作業所や放課後等デイサービス、日中一時支援事業所への通所
 - ④ プール、スポーツ、遊戯などの相手
 - ⑤ 作業所のレクリエーション活動など障害福祉サービスやその他の福祉サービスを利用している時間中の移動のための支援
 - ⑥ 年齢や本人状況を鑑みて相応でない支援 例:小学校低学年の通院や精神症状により単独外出できない方の単なる同 行支援
 - ⑦ 社会通念上、不適切な目的の移動のための支援
- Q3 プール・日帰り温泉などの利用を目的とした利用はできますか?
- A 必要によって「建物の入口」「更衣室の入口」「プールサイド」「浴室の入口」まで利用できますが、プールの中・浴室内は、スポーツ、遊びの相手との区別ができないので利用はできません。ただし、自費負担と組み合わせて利用することは差し支えありません。
- Q4 学校や施設から移動支援を利用することはできますか?
- A 原則利用できません。一部例外を認める場合もありますので別途障害福祉 課へご相談ください。
- Q5 公園,遊園地,映画鑑賞,野球観戦,サッカー観戦などの目的でも利用できますか?
- A 利用できます。しかし、ヘルパーは、あくまでも「道案内」「危険抑止」 の範囲でのみ利用することができます。

- Q6 地域活動支援センターや障害者余暇活動支援事業(ほりでーぷらん)を利用するための目的で利用できますか?
- A 利用できます。地域活動支援センターが催す講習会,講演会,サークル活動,その他の支援活動を目的に利用することができます。
- Q7 同時に2人のガイドヘルパーを利用することはできますか?
- A 障害福祉サービスの居宅介護の場合で2人介護が認められる場合と同様の 要件です。

【平成18年9月厚生労働省告示第546号】

- 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる 場合
- 二 暴力行為, 著しい迷惑行為, 器物損壊行為等が認められる場合
- 三 その他障害者等の状況から判断して、第一号又は第二号に準ずると認められる場合
- Q8 子のうち1人が障害児の場合,親が兄弟(姉妹)を連れての外出時に利用できますか?
- A お子さんの状況により必要ならば利用できます。詳しくは相談窓口(2ページ)へご相談ください。
- Q9 宿泊を伴う利用の場合は、どのような取り扱いになりますか?
- A 宿泊を伴う場合は宿泊地(チェックイン)までのガイドは利用可能ですが、 原則として食事代以外のヘルパーの交通費、宿泊料、入場料等は実費として 利用者負担です。ただし、この取り扱いは事業者ごとに異なりますので詳し くは事業者へご確認ください。宿泊施設(旅館、ホテル等)内のガイドは利 用できません。
- Q10 事業者の車,ガイドヘルパーの自家用車を利用することはできますか? A 道路運送法に基づく福祉有償運送や介護タクシー,公共交通機関,家族等の運転する車を利用する際に支援が必要な場合は,利用できます。ガイドヘルパーは支援中に運転することはできません。詳しくは事業者へご確認ください。
- Q11 ガイドヘルパーに買い物をした荷物を持ってもらうことはできますか? A あくまで案内することが本来の業務です。荷物を持ってもらうことはできません。
- Q12 学校の夏休み中、利用時間数を増やしてもらうことはできますか?
- A 小学校1年生から高校生までについて、8月のみ10時間を加算して利用することができます。申請のときに、その旨を申し出てください。
- Q13 カラオケを楽しむ場合、機器の操作をガイドヘルパーにお願いすることはできますか?
- A カラオケの機器操作は、移動支援に含めてガイドヘルパーを利用することができます。

- Q14 施設入所支援を受けている場合の利用条件にはどんなものがありますか? A 入所施設利用の方は施設側で支援することが原則ですが、日中活動の障害 福祉サービスが算定されておらず、かつ、止むを得ないと認められた場合、 月8時間を上限として利用することができます。
- Q15 余った時間数を翌月に繰り越すことはできますか?
- A 申請時の状況を勘案して必要な時間数を月単位で決める仕組みになっているため、余った時間を繰り越すことはできません。

【介護保険との併用】

- Q16 介護保険の対象になっていますが、移動支援事業を利用できますか?
- A 介護保険制度で移動支援と同様のサービス(例:訪問介護の通院等外出介助)を受けている場合や受けられる場合で,同じ目的で利用しようとする場合は,介護保険制度が優先となります。

【移動支援と行動援護との併用】

- Q17 行動援護を受けていた場合、移動支援事業は利用できますか?
- A 原則として行動援護が利用できる場合は、同種のサービスであるため利用できません。ただし、行動援護を提供する事業者、ヘルパーが少ないため移動支援事業のヘルパーしか利用できない状況に限って認められる場合がありますので別途市役所障害福祉課にご相談ください。

【移動支援と同行援護との併用】

- Q18 同行援護を受けていた場合、移動支援事業は利用できますか?
- A 原則として同行援護が利用できる場合は、同種のサービスであるため利用できません。ただし、同行援護を提供する事業者、ヘルパーが少ないため移動支援事業のヘルパーしか利用できない状況に限って認められる場合がありますので別途市役所障害福祉課にご相談ください。

【ガイドヘルパー派遣事業所に関して】

- Q19 事業所の選定やあっせんは市役所がしてくれるのですか?
- A 移動支援事業は、利用者が自由に事業者を選んで契約することで利用する制度となっています。そのため市役所はあっせんすることも調整することもしていません。別紙の事業所一覧を参考に、事業所へ直接お問い合わせください。もしくは、計画相談支援事業所でもご相談に応じています。
- Q20 利用できる事業所は一つだけですか?
- A 支給決定時間数の範囲内であれば複数の事業所を利用できます。
 - 例:支給決定時間数が15時間の場合
 - 〇: A事業所を5時間+B事業所を5時間+C事業所を5時間
 - =合計15時間
 - ×: A事業所を10時間+B事業所を10時間
 - =合計20時間 ※×の例では、超えた5時間が私費負担となります。

- Q21 1ヶ月の利用時間数を超えて利用してしまった場合の負担はどうなりますか?
- A 超えた時間数分の費用は、自己負担となります。従って、その月は、決められている上限月額内の自己負担額と超過時間数分の負担額の合計額を事業者へ支払うことになります。
- Q22 支給決定期間は3年間なのに,負担割合と上限月額の適用期間は1年間なのは何故ですか?
- A 負担割合と上限月額は、毎年、最新年度の市民税課税状況により設定し直 す必要があるため、毎年更新を行う必要があるためです。
- Q23 ガイドヘルパーの交通費として待ち合わせ場所までは利用者の負担ですか?
- A 原則は利用者の負担となりますが事業所によって取り扱いが異なっています。詳しくは事業所にご確認ください。

登録番号 (刊行物番号)

2022 - 53

調布市移動支援事業のしおり 令和4年5月版 ーガイドヘルパーを利用するために一

令和4年5月発行

発行者 調布市福祉健康部障害福祉課

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

電 話 042-481-7094

FAX 042-481-4288

印 刷 庁内印刷